

質問項目	質問内容	回答
【実施要領】 8 企画提案書内容及び作成・提出方法	(1) ①アには「審査は匿名で行うため提案書の中に社名が判別できる表記をしないこと」と記載があるが、その後の(4)提出部数には「ただし、実績を証明する資料については社名が判別できる表記をした上で、紙媒体のみ正本に添付すること」とも記載されている。あくまでも匿名であれば、正本のみとはいえ(4)提出部数においても同様とするべき(結局、匿名ではなくなってしまう)と考えるのですが、見解を教えてください。	実績証明については書類の取り違えを防ぐため、提出時は表記していただき、審査時にはこちらで社名を処理します。
	上記について、「実績を証明する資料」は、参加申込時に提出した書類(8(1)②の、自治体契約実績が分かる資料)と同じもので差し支えないか。	評価基準表に基づき、北海道内の自治体実績を記載いただくようお願いいたします。
	(4) 提出部数に「ア紙媒体」とあるが、イ以降はあるか。	「ア紙媒体」のみであり、イ以降はありません。
【仕様書】 2 用語の定義	(7) バーコードについて、バーコード仕様・伝送フォーマットそれぞれの仕様はGS1-128ガイドラインに準拠したうえで、各社によって異なる。これらの仕様について指定はなく、任意の仕様に合わせることが可能と認識してよいか。	GS1-128ガイドラインに準拠していれば、事業者が提案する任意の仕様に合わせることが可能であると考えています。
【仕様書】 8 収納代行業務予定表の作成	(1) (ア) 「翌開庁日」とあるが、銀行営業日と解釈してよいか	翌開庁日は帯広市役所の開庁日を意味しています。
【仕様書】 9 収納代行業者から市及び公営企業へのデータの送付方法	(2) 「専用回線」については、インターネット回線(弊社専用ページへのログイン)を想定しているが、差し支えないか。	インターネット回線も可能です。
【仕様書】 11 検査	(1) について、検査の要請～ご回答までの間には最短でも1か月間以上の準備期間設定をお願いすることが予想されるが差し支えないか。コンビニ本部・キャッシュレス決済事業者分も同様。	要請から回答までに1か月以上の準備期間を設定することは可能。なお、緊急を要する場合においては市と事業者協議のうえ速やかな対応をお願いする場合があります。